

地域医療再生臨時特例交付金の拡充

〔全国厚生労働関係
部局長会議資料抜粋〕

○ 目 的

地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時（平成22年度）以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うため、都道府県に設置された基金を拡充するもの。

○対象地域 47都道府県全域

○対象事業 平成25年度末までに事業を開始するもの

○予算額 500億円

○ 具体的な事業例

○ 災害時の医療の確保事業

「南海トラフの巨大地震に関する津波高、被害想定」（24年8月29日内閣府）に対応するために必要となる医療機関の施設整備費の増（自家発電装置の上層階設置等）

○ 医師確保事業

医学部の地域枠定員の増員（H22：313人⇒H25：476人）に伴い必要となる修学資金の増

○ 在宅医療推進事業

25年度からの医療計画には、新たに「在宅医療について達成すべき目標、医療連携体制」等を明記すべきとされたことに対応するために必要となる事業費の増（研修費等）

など

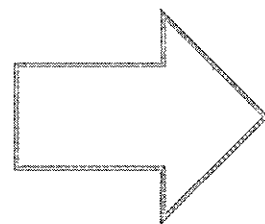
交付決定までのスケジュール(イメージ)

- ・ 2月下旬 : 厚生労働省より作成指針等の通知を発出
(都道府県において地域医療再生計画の策定に着手)
- ・ 3月下旬 : 有識者会議の開催 (評価の方針の協議)
- ・ 5月下旬 : 厚生労働省に地域医療再生計画 (案) の提出
- ・ 6~7月頃 : 地域医療再生計画 (案) の審査、有識者会議の開催
- ・ 7月頃 : 交付額内示
- ・ 8月頃 : 交付決定

事業の実施期間について

従来

- ・ 設置期限である平成25年度末までに事業を完了すること。
- ※平成25年度までに着工した事業で、やむを得ない理由により延長が必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得ることで延長可能。



今後

- ・ 設置期限である平成25年度末までに開始した事業が対象。
- ※「開始した事業」とは、例えば、施設整備事業において、建物本体の実施設計を完了すること、といった方向で検討している。